

◎自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律

(平成一九年六月一三日法律第八二号)

一、提案理由 (平成一九年三月二七日・参議院経済産業委員会)

○国務大臣 (甘利明君) 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

刑法の特例として法律に基づき実施をされている競輪及び小型自動車競走は、これらの売上げを通じて機械事業の振興や公益の増進に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るためのものであり、高い社会的意義を有しているところであります。しかしながら、近年その売上額は大きく減少しており、その活性化が課題となっております。

このため、両事業の公正かつ円滑な実施を図るための業務等を行っている特殊法人日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会について、その組織の在り方を含め、効率化等を図るための見直しを行うとともに、施行者である地方自治体が安定的に事業を実施できる環境の整備を行う必要があります。

以上が、本法律案を提案した理由であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、特殊法人である日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会の業務について、指定を受けた営利を目的としない法人に行わせるとともに、特別認可法人である自転車競技会及び小型自動車競走会の業務についても、指定を受けた営利を目的としない法人に行わせることであります。

第二に、競輪及び小型自動車競走の事業の活性化に必要な事業を行った施行者に対して、交付金の一部を還付することです。

第三に、事業の再建に取り組む赤字施行者に対し交付金の交付の期限を延長する措置について、延長する期間の上限を三年から五年に変更することです。

第四に、競輪及び小型自動車競走の開催する際の入場料の徴収義務を撤廃すること、重勝式投票法を新設すること、その他競輪及び小型自動車競走の事業の活性化のために必要な措置を講ずることです。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院経済産業委員長報告 (平成一九年三月二九日)

○伊達忠一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、競輪及びオートレースの振興を図るとともに、公営競技関係法人の在り方を見直すため、交付金の交付期限を延長する制度の拡充を図るほか、公営競技関係法人の業務を公益法人に行わせる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、一つ、日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会の統合による業務効率化の進め方、一つ、施行者による競輪・オートレース事業の活性化の取組

を支援する必要性、一つ、法改正による施行者の収支改善の効果等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年三月二九日）

競輪及びオートレースは他の娯楽・レジャーとの厳しい競争に晒されていることから、ビジネスマインドを持って事業運営の合理化・効率化を図ることが重要であることに鑑み、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会の公益法人化及び統合に当たっては、そのメリットを活かし、徹底した組織の効率化及び透明性の高い助成事業の実施に努めること。

二 競輪及びオートレースの施行者の厳しい経営状況を踏まえ、また、事業からの撤退がその従業員や地域経済に及ぼす影響に鑑み、従業員並びに関係業者の雇用確保にも配慮しつつ、魅力あるレースの実現によるファン層の拡大など実効性の高い事業活性化策が講じられるよう施行者の自助努力に対して必要な支援を行うこと。なお、競輪及びオートレースの将来的な事業の在り方について、地方自治体の公営ギャンブル関連事業との関係を考慮し、調査研究を進めること。

三 施行者の事業経営の安定化を図るため、各振興会への交付金の在り方について十分検討すること。なお、事業活性化策が講じられても経営安定化が図られず、事業からの撤退を余儀なくされる施行者に対しては、適切な支援に努めること。

右決議する。

三、衆議院経済産業委員長報告（平成一九年六月五日）

○上田勇君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、競輪及び小型自動車競走の事業の活性化が課題となっている状況等を踏まえ、両事業の業務を行っている特殊法人等について組織のあり方を見直すとともに、施行者である地方自治体が安定的に事業を実施できる環境の整備を図るために必要な措置を講ずるものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十二日本委員会に付託され、翌二十三日甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、六月一日質疑を終了いたしました。質疑終局後、討論、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年六月一日）

政府は、本法律改正の効果が十分に発揮され、競輪及び小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を確保しつつ、両事業の健全な発展が図られるよう、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一 競輪及び小型自動車競走の健全な発展に向けた取組みを強化するとともに、魅力ある競輪及びオートレースの実現のみならず、施設の開放や各般のイベント実施等を通じて、競技施設が地域活性化の拠点となるよう、ハード・ソフト両面からの支援を行うこと。

二 日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会の組織形態見直しに当たっては、公益性の一層の増進を確保するとともに、その効果が最大限発揮されるよう、新たに指定される法人の運営の透明性の確保及び事業の効率性向上に遺漏なきを期すること。併せて、今回の組織形態の見直しにより競輪及び小型自動車競走の公正かつ円滑な実施に支障を来たすことがないよう十分な指導を行うこと。

三 競輪及び小型自動車競走の交付金を原資とする補助事業は、公益性を旨として実施されるものであり、補助の配分の公平性・公正性を担保するため、その配分手続の透明性の確保・徹底を図ること。

また、これらの補助金が退職公務員の天下り先の確保に活用されているといった批判を招くことがないよう、制度の厳正な運営に努めること。

四 今般、日本国憲法の改正手続に関する法律が成立し、国民投票の投票権が満十八歳以上の国民に認められたことにかんがみ、将来的に関係法律における成年の定義が満十八歳以上となった場合を想定した車券購入制限規定の在り方について検討を進めること。